

＼忘れていませんか？／

臨時福祉給付金 (経済対策分)

消費税率引き上げによる影響を緩和するため、所得が低い方々への軽減税率導入までの暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金(経済対策分)の支給を行っています。

給付対象者

平成28年1月1日時点で庄原市に住民登録のある方で、平成28年度分の市民税(均等割)が課税されていない人

※ただし、市民税が課税されている方に扶養されている方や生活保護の受給者、申請前に亡くなった方は対象となりません。

給付額

対象者(個人)につき1万5千円(支給は1回のみです)

申請手続

対象者と思われる方には3月下旬に案内文書を送付しています。また、**対象者と思われる方で未だ申請をしていない方に対して、7月下旬に再度案内文書を送付する予定です。**具体的な申請手続については案内文書をご確認ください。また、**申請期限は9月26日(火)**となっていますので申請がお済みでない方はお忘れのないよう申請してください。

ただし、次に該当する方は案内が届きませんので、ご自身が対象になるとと思われる方はお問い合わせください。

1 平成28年1月2日以降に転入した方

平成28年1月1日に住民登録されていた市町村にお問い合わせください。

2 住民票と異なる場所に居住されているなど送付先が確認できない方

事前に送付先をお知らせください。

3 未申告により平成28年度の市民税(均等割)非課税が確認できない方

税務課市民税係(☎0824-73-1146)または各支所地域振興室・市民生活室にお問い合わせください。

申請書を
確認じゃ!



その他

申請期間などは各市町村で異なります。庄原市以外が申請先となる方は事前にその市町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認をお願いします。

詐欺にご注意 「振り込め詐欺」や「個人情報搾取」にご注意ください。

問い合わせ 社会福祉課生活福祉係(臨時福祉給付金専用ダイヤル) ☎0824-73-1737